## 7 南アルプスエコパークについて

南アルプス地区は昭和39年6月に国立公園に指定されており、平成25年9月にはエコパークとしてユネスコに推薦されるなど自然環境上重要な地域である。

南アルプスエコパークのうち「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については主に原生自然が残されていると考えられる国立公園区域内に計画されている。また「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については主に国立公園区域の周辺、「居住や経済活動が可能な『移行地域』」は「緩衝地域」の周辺に計画されている。

長野県内の対象事業実施区域については、トンネルで「核心地域」及び「緩衝地域」を通過する。 また、「移行地域」はトンネルの他、一部を明かりで通過するとともに、非常口及び変電施設を 設置する。エコパーク計画における地域分けは図 7-1 及び図 7-2 に示すとおりである。

エコパークの審査基準を表 7-1 に示す。移行地域の審査基準として「核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること」「緩衝地域を支援する機能を有すること」「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」の3点が示されている。

工事の実施段階には大鹿村と情報交換に努め、できるかぎり本事業とエコパーク計画との整合を図る予定であり、「緩衝地域を支援する機能」や「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進」を阻害しないように計画できるものと考えている。

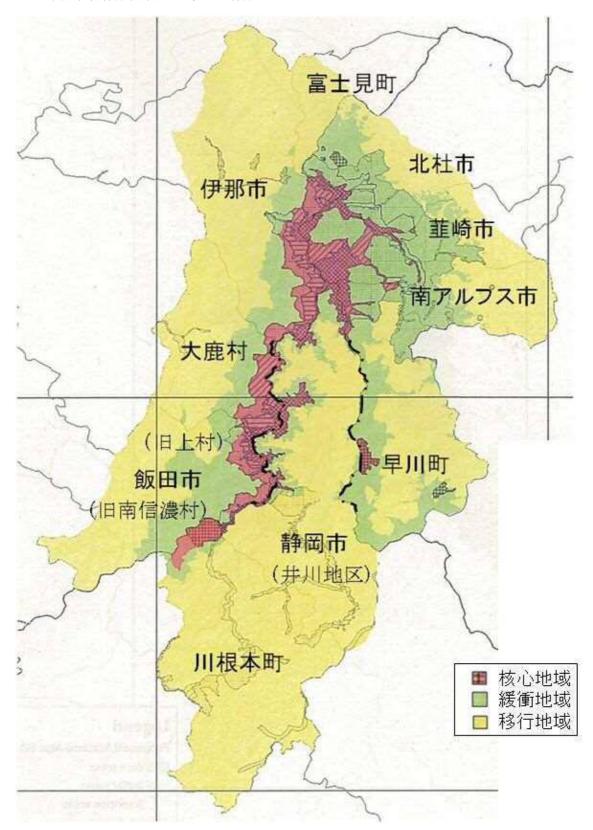


図 7-1 南アルプスエコパークのゾーニング

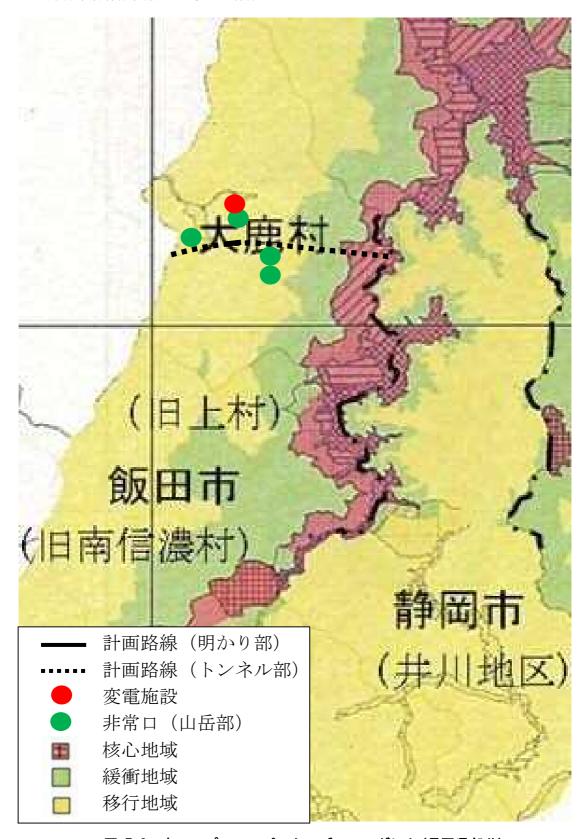


図 7-2 南アルプスエコパークのゾーニングほか(長野県部分)

表 7-1 日本ユネスコ国内委員会生物圏保存地域(エコパーク)審査基準

核心地域	緩衝地域	移行地域
・法律やそれに基づく制度等	・核心地域の周囲又は隣接す	・核心地域及び緩衝地域の周
によって、長期的な保護が	る地域であり、核心地域の	囲又は隣接する地域である
担保されていること	バッファーとしての機能を	こと
<ul><li>・次のカテゴリーの一つ以上</li></ul>	果たしていること	・緩衝地域を支援する機能を
に合致していること	・核心地域に悪影響を及ぼさ	有すること
(ア) 生物地理学的区域を	ない範囲で、持続可能な発	・自然環境の保全と調和した
代表する生態系であ	展のための地域資源を生か	持続可能な発展のためのモ
ること	した持続的な観光であるエ	デルとなる取組を推進して
(イ) 生物多様性の保全の	コツーリズム等の利用がな	いること
観点から重要な地域	されていること	
であること	・環境教育・環境学習を推進	
(ウ)より自然の状態に復	し、自然の保全・持続可能	
旧でき得る変形ある	な利活用への理解の増進、	
いは破壊された生態	将来の担い手の育成を行っ	
系の実例	ていること	
(エ)絶滅危惧種等希少な		
動植物が生息あるい		
は生育していること		
・動植物相や植生等の調査の		
蓄積があり、公開に努めて		
いること		

平成 23 年 9 月 28 日

平成24年6月12日一部改正

日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会、人間と生物圏 (MAB) 計画分科会決定

※「エコパーク」は日本国内での呼び方であり、正式には「Biosphere Reserve:通称 BR (日本語訳:生物 圏保存地域)」